

生活衛生の概要

(1) 生活衛生

生活衛生関係施設は、営業六法関係施設をはじめ、特定建築物、水道施設、温泉利用施設、遊泳用プール等市民の日常生活にきわめて関係の深い施設であることから、施設及び従事者の衛生管理の徹底を図ることを目的として指導を実施している。(令和6年度)

営業六法関係施設及び 監視指導件数	区分	施設数	新規許可確認件数	廃止件数	監視指導件数
	旅館業	245	17	3	103
	興行場	45	3	0	12
	公衆浴場	107	7	5	27
	理容所	690	11	17	67
	美容所	1,731	78	35	149
	クリーニング所	312	2	23	92
その他の関係施設	区分	施設数	監視指導件数		
	水道施設	3,300	139		
	特定建築物	311	15(286※)		
	建築物衛生管理業	184	31		
	化製場法関係施設	25	17		
	温泉法関係施設	86	32		
	墓地埋葬法関係施設	839	2		
	プール施設	44	17		
	その他	-	3		

※施設の衛生管理状況について、市内特定建築物に対し報告を求め、回答があった件数。

(2) 家庭用品安全対策

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、試買検査を中心に家庭用品に含まれる有害物質の規制及び指導を実施している。(令和6年度)

区分	試験項目	検査件数	違反件数
生後24か月以内の乳幼児繊維製品	ホルムアルデヒド	60	0
まつ毛用接着剤	ホルムアルデヒド	5	0
住宅用及び家庭用洗剤	酸・アルカリ、容器試験	0	0
家庭用エアゾル製品	メタノール、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	0	0
家庭用糸糸	ディルドリン	0	0
合計		65	0

(3) 衛生害虫等駆除相談及びスズメバチの巣の駆除等

感染症の予防と生活環境改善の一環として、衛生害虫等相談・指導を実施している。また、市民のスズメバチによる刺傷被害を防ぐため、現在居住者のある住宅を対象に相談及び巣の除去等を実施する。(令和6年度)

区分	件数			
	ねずみ	衛生害虫等	その他	同定※
衛生害虫等 相談指導	39	11	10	0
スズメバチの 駆除相談	相談		左記のうち巣の除去実施	
	1,103		787	

※同定…生物の種名を調べること。